

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第4回） 議事要旨

1. 日時

令和4年1月24日（月）10時00分～12時06分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

中西総務副大臣、渡辺総務大臣政務官、竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送室企画官、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）ヒアリング

鈴木陽一 東北文化学園大学工学部教授
株式会社フジ・メディア・ホールディングス 清水常務取締役
株式会社テレビ朝日ホールディングス 藤ノ木取締役

4. 議事要旨

（1）中西総務副大臣挨拶

中西総務副大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【中西総務副大臣】

皆様、おはようございます。総務副大臣の中西祐介でございます。

本日は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。各界各層、本当に御多用のところ御対応いただいております、心から

感謝を申し上げる次第でございます。

11月の第1回会合に私も出席をさせていただきスタートアップしたところでございますが、その後も精力的にお取組をいただいております。順次報告を伺っておりますが、本日第4回目の会合を迎えることができました。第2回目と第3回目の会合では、それぞれ有識者の皆様や放送事業者等のヒアリングをいただきながら貴重な御意見を頂戴したというふうに伺っておるところであります。

様々な御意見をいただいております、それぞれレポートをいただいておりますが、特に情報空間がアテンションエコノミーに染まっていくことは民主主義にとって好ましくない、放送の意義の再確認、再定義が必要であるというふうなお話であるとか、放送の多様性を維持することを目的としていた制度は人口減少という局面あるいはデジタル化の時代において、むしろ多様性維持の制約になっている可能性があるのではないかと、このような様々な御意見がいただいております、印象に残っているところであります。

私といたしましては、このインターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、放送に引き続き、その公共的な役割をしっかりと果たしていただくということが大切であろうと考えておりました、その上で、放送制度の在り方につきましては、時代の変化を踏まえまして、経営の選択肢を増やす観点から、柔軟に検討していく、選択肢の幅を広げていくと、そういうことが重要ではなかろうかと考えておるところであります。

本日第4回目は、皆様のこれまでの貴重な御意見をいただいた上で、事務局から論点の整理の方向性の案を御提示させていただこうと考えております。今回初めて提示をする素案でございますので、ぜひとも御忌憚のない御意見をいただければ幸いです。限られたこの検討会のスケジュール感でございますが、ぜひとも皆様方から貴重な御意見をいただきながら、よりよい素案づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、お願いできればと思います。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

(2) 議事(1) マスメディア集中排除原則に係る現状

事務局より、資料4-1に基づき、説明が行われた。

(3) 議事(2) ヒアリング①

鈴木陽一 東北文化学園大学工学部教授より、資料4-2に基づき、説明が行われた。

(4) 議事(3) 質疑応答①

各構成員から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

本日は非常に貴重な御説明をいただきましてありがとうございます。これまでの検討会の中でも、やはり災害時の議論ということはあったように思っておりまして、今後考えていく中で重要な御指摘だったと思っております。

2つほど教えていただきたいことがございまして、1つは、諸外国の場合ですと、こういった諸外国においても同様に放送から通信のほうに移行していく部分が出てくる中で、こういった形で取り組まれている例が存在するのかどうかを教えていただきたいという点です。

もう一点が、放送と通信で、やはり最終的に放送波で行って、こういう緊急時の連絡を行えるようにすることについて、放送波が一番強いと思われる点について教えていただけないでしょうか。通信との比較で、ほかのチャンネルも含めて、こういった点が特に放送において担保することが重要ではないかというのがあれば、特に放送波という技術的な視点を踏まえて教えていただけるとありがたいと思っております、以上2点、お願い申し上げます。

【東北文化学園大学 鈴木教授】

ありがとうございます。まず前者につきましては、私、この会でこれまでの3回の中、国際的な取組について御報告があったかと思っております。私、申し訳ありません、それ以上のことは知らずにおります。

ただ、私の知る限り、今日申し上げた優先制御というものが、私が存じている範囲内で、先ほどの優先制御等が行われているということは知らないでおります。

したがいまして、逆にこの辺は、やはり災害が非常に多い日本で優先的に、どんなことがあっても、どんなに細くても、この情報だけは、たとえテレビタワーが倒れても、例えば東日本大震災でも、地元の高層のラジオの放送が一時期、20キロワットではなく500ワットで送信せざるを得なくなったということが起きております。ですので、そういったことも起き得るわけですので、やはりネットでも送り続けるというようなことを、ちょっと質問を我田引水していますけれども、大事じゃないかなと思っております。世界に先駆けてという視点も大事だと思います。

それから第2点につきましては、やはり電波による放送は、まず同時性ですね。レイテンシーが非常に、デジタルになって少し、数十ミリ秒、100ミリ秒単位とはいえ、長くなったとはいえ、非常に強い時間制があること。それから、ブロードキャストと言いますように、たくさんの人にどきに伝えられるということ。そういったところを、それと相まって、非常に一定の品質がしっかりと維持できる。もちろん地デジの場合には条件が悪いとブロック化したり、あるいはワンセグ

という手段が準備されていたりはしますけれども、私はその3点が、やはり放送の非常に重要なところであり、これを今後も逆に生かしていくためにも、先ほどの繰り返しになりますが、ネット経由も実現していくこと自体が大事と考えるところです。

【瀧構成員】

鈴木先生、今日は誠にありがとうございます。なかなか私も知らないことが多い中で、大変勉強させていただきました。

1つ、例えばNHKさんと地方のラジオ局はという感じの記載があったところで、分からなかったのを御質問させていただきたいんですが、大災害が起きたときに、民放各社も災害の報道とかをするじゃないですか。テレビが全面的に災害時になるような状況というのが例えばあるときに、究極的には災害情報って、たくさんのおんい手が、民放もNHKも全員が放送をしているという状況が果たして本当にあるべきなのかというのがちょっと分からなかったところでして、もう少し集約して、一部の人が災害チャンネルみたいになっている状況のほうが、全体的な議論として、何か一つの選択肢として、ちゃんと考えなきゃいけないんじゃないかなとも思ったんですね。

そういういろんなおんい手が同時に災害報道しているという状況に関して何か御意見みたいなのがございましたら、いただけますでしょうか。

【東北文化学園大学 鈴木教授】

そういう意味ではテレビの電波、あるいはテレビのネット情報は、メガbps級の情報が必要です。どんなに節約しても何百キロbpsという、災害時にはかなり太いコネクションが必要です。そういったものがちゃんと実現できているときでしたら、私は、できるだけ多様な情報をテレビ、ラジオで伝えていくということは、ジャーナリズムの視点からも重要で、そこに過度の集中をしてはいけないと考えます。

私が先ほどのようなことを書きましたのは、ラジオ放送ですと、テレビも数十分の1のビットレートで、非常に厳しい状況では、例えば数十キロbpsで、ラジオのストリームは送れることが背景にありますんですね。そうしますと、災害によってネットが非常に細くなったなかで、ぎりぎり個人ベースの文字の電子メールとLINEのやり取りを許して、そのほかに何を許すかといったら、やっぱりラジオ放送なのだと思うんです。避難所なんかでもですね。その極限の状況でも、ここだけは放送の情報に接していると。関東と違って地方は民放ラジオ局のAM1局、FM入れて通常2局ですので、そういう意味では、民放はラジオ放送2局と書くべきだったかもし

れません。

そういった限られた放送だけでも情報のアービトラージで優先すべきという意味で記しました。

(5) 議事(4)ヒアリング②

株式会社フジ・メディア・ホールディングス 清水常務取締役より、資料4-3に基づき、説明が行われた。

株式会社テレビ朝日ホールディングス 藤ノ木取締役より、資料4-4に基づき、説明が行われた。

(6) 議事(5)質疑応答②

各構成員から以下のとおり発言があった。

【奥構成員】

電通総研、奥です。幾つか御質問あります。特に広告について御質問させていただきたいと思えます。

先ほどの藤ノ木さんのお話について、X県からY、Z県へということで、同一放送をそのエリアに流すというアイデアでございました。この場合に、それぞれのエリアで今行われているスポットCMについては、どのようになるのでしょうかということが1点であります。

それから、先ほどの事例ではエリアは3つでしたが、具体的にはもっと、5局とか、10局とか、どのぐらいの数のエリアの統合までを対象にお考えでしょうか。

それから、仮にX、Y、Z県ですが、先ほどお話にあったとおり、ローカルニュースをX県で全部まとめて編成となりますと、ニュースも含め3県には同じものが流れるということになります。その場合の3つのエリアというのは比較的似た天気予報だったり、似た地域属性だったりということになるかと思いますが、そういった統合をする場合の指針というものはありますでしょうか。場合によってはエリアが隣接していないというようなこともあるのかどうかということもお伺いしたいと思いました。

それから、キー局をハブにというお話をいただきましたが、広域圏のほかの準キー局などもハブ局としてお考えがあるのかなという点もお伺いしたいと思えます。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。フジ・メディア・ホールディングス様、それからテレビ朝日ホー

ルディングス様から、かなり意欲的な御提案、御希望を寄せていただきましてありがとうございます。

御質問させていただきたいのは、シンプルに1点でございます。経営基盤強化計画認定制度という制度がございまして、ちょっと個人的には思い入れのある制度ですので、それについて教えていただきたいと思います。フジ・メディア様の場合ですけれども、マスメディア集中排除原則の特例がこの制度にございますけれども、役員兼任規制についての緩和というものなんです、出資についての制限を緩和するような特則を加えれば使える制度だと考えられるか、それとも、こういった制度によらず、もともとの原則を緩和する必要があるとお考えになるかを教えていただきたいと思います。

またテレビ朝日様に対しても同じでございまして、この経営基盤強化計画認定制度、放送番組の同一化を可能とする制度でございますけれども、それで不十分なのは、適用できる条件として、指定放送対象地域に認定されるかどうかとか、そういった条件を満たしていないということがネックになるのかというようなところですね。

それから、実現されたいと思うというのは、3大広域圏との同一化はこの制度では認められていないんですけれども、その3大広域圏との同一化ということも視野に入れたものなのかどうかというのを教えていただければと思っております。

特に取材拠点の機能の堅持ということを繰り返しお話しいただいた点については非常に感銘を受けております。

【長田構成員】

長田でございます。私、テレビ朝日さんにお伺いしたいことのほとんどを奥さんからの御質問のところでカバーされてしまいましたんですけれども、7ページのところのX、Y、Zの場合、取材の拠点はそれぞれにあって、でも制作はX県ということになると、素人でよく分からないんですが、やはり人がYやZからXへ行って何か放送制作をする必要があるのか、それとも、ただ情報だけ送ってXでやるのか、どういう形になるのかなというのが、ちょっと素人でよく分からなかったんで、具体的に教えていただきたいということと、奥さんからも御指摘ありましたけれども、どのぐらいの3県がくっついているところというイメージなのかということと、それから、このお考えというか、この御希望は、他のキー局の皆さんも同じように考えていらっしゃるのかなのか、テレビ朝日さん特有の御希望なのかというところを教えていただければと思いました。

【フジ・メディア・ホールディングス（清水常務取締役）】

大谷先生のおっしゃるとおり、あの特例を活用することでも、さらに出資の特例をつくれば、制度上でできなくはないと思います。ただし、あの特例は、やはり特例という前提ですので、申請して認定されなければならないとか、その後の報告義務だとか、いろいろと細かいことがついておきますので、それよりは、そもそもこの12地域の制限を撤廃していただいたほうが、使いやすいものではないかと考えております。

それから、次の長田先生のほうの他のキー局も考えていますかという質問ですが、もちろんこのテレビ朝日HDさんの同一放送の考え方というのは、検討に値する案だと思っております。ただ弊社が申し上げた要望のほうは、経営の選択肢という広げる意味では、さらに必要なものではないかと考えております。

いずれにも共通していることは、やはりインフラ面での投資というものが、かなり系列局については負担になってきております。ですから、それを低減することが可能になる選択肢であれば、どの案も歓迎すべきものではないかと思っております。

【テレビ朝日ホールディングス（藤ノ木取締役）】

藤ノ木です。よろしく申し上げます。貴重な御質問ありがとうございました。順に答えさせていただきます。

まず、奥構成員からCMの問題ですね。スポンサーは離反するのではないかということだと思います。

放送番組を同一化した場合には、視聴率や地元スポンサーの売上げなどに一定の影響が出ることも予想されます。

一方、私どもが先ほど御説明しました経費の削減の効果も大きいので、この収支バランスを懸案しながら判断することだと思います。

さらに、対象となる局やエリアについて何局ぐらい想定しているかということですが、当系列のほとんどの局は黒字を確保しており、現時点では想定はしておりません。また、テレビ広告市場は特定のエリアに限らず全国的に縮小が続いているので、将来的には経営不振のリスクは、どのエリアにもあると考えております。

ただ、今回、制度の整備を図るに当たっては、対象地域の数を制限なども設けずに、できるだけ柔軟な制度にしてほしいとも考えておきまして、地域情報の発信機能の担保という観点や先ほどのローカル営業の面などを考慮すると、実際には同じ地域ブロックや近隣県などが対象となるのではないかと考えているところです。

さらに、放送事業者として経営基盤強化計画の認定に係る制度があるというお話がありました。

この制度では、総務大臣から指定放送対象地域として指定されれば、対象地域では放送番組の同一化が認められると認識しており、その点では我々も要望と一致をしていると思います。

ただし、事前に経営基盤強化計画を申請し認定を受けなければならないほか、認定後も毎年、総務大臣に対して計画の実施状況を報告する必要があるなど、制度として若干使いづらいのではないかと。過剰な管理、介入を招く懸念もないとは言えないというふうに考えております。

最後、長田構成員からありましたX、Y、Zで、どういった人の配置になるかということですが、先ほどの7ページの表にもありましたように、例えばX県がそのメインとしてなったときのY県、Z県に関しましても、報道の取材やエリアの営業拠点、送信設備等を、そのY県、Z県でも整えることとなります。

例えば地域での報道取材に関しましても、その県で取材したものを編集したりしたものをX県に上げていったりするということとなりますし、人の流れとしてはY県、Z県でするものもありますし、X県でY県、Z県に関しての素材に関しても、するものもあると考えております。

【奥構成員】

一番最初の質問の再確認ですが、番組そのものは県単位で同じものが流れて、CMもそのまま同じものが流れるという理解でよろしいでしょうか。実現した場合、広告セールスも3県、ご説明のケースではX、Y、Z3県合同でということですよ。

【テレビ朝日ホールディングス（藤ノ木取締役）】

基本的には、そういう想定をしております。

【大谷構成員】

3大広域圏との放送の同一化についても御希望になっているかだけ、補足説明いただければと思います。

【テレビ朝日ホールディングス（藤ノ木取締役）】

今後、どういった経営環境になるかということが不透明なところがあると思いますので、可能性は広いほうがいいと思いますので、そういったところも含めて検討していただけたらと思います。

【林構成員】

林でございます。フジ・メディア・ホールディングス様及びテレビ朝日ホールディングス様にはプレゼンテーションありがとうございました。

テレビ朝日ホールディングス様に質問がございます。テレビ朝日様は非常に意欲的な御提言をいただいたと私も理解しておりまして、論点が非常にクリアになりました。

6ページの特に経営統合も選択肢となるというのは、これは非常に私、注目してまして、個人的には赤色の字で強調されるべき部分かなと思いました。

それはともかくとして、系列内での複数地域で同一放送が可能になるということは、マス排の制度の趣旨からいっても、また個々の系列の中で、先ほど御説明ありましたように、複数地域における放送の一定の共通化を経営の選択肢として検討可能な状況とするためにも望ましいという趣旨だと理解したんですけれども、この観点から、現行の放送対象地域についてはどのようにお考えでしょうかという御質問でございます。

すなわち、例えば複数地域における放送の一定の共通化を経営の選択肢とするという観点からは、例えば東北地域とか、東北地方とか、九州地方とか、四国地方だとか、そういうブロック単位で放送対象地域を設定するという手もあると思うんですけれども、テレビ朝日ホールディングス様としては制度論として、そういった方向性を志向しておいででしょうか。それとも放送対象地域そのものを変更する必要はないという考えで、個別のケースごとに柔軟に例外を認めて対応すれば足りると、こういうお考えでしょうかというのを確認させていただければと思います。

【山本（龍）構成員】

山本でございます。フジテレビ様のお話、それからテレビ朝日様のお話、その課題感ですとか大きな方向性についてはよく理解できました。ありがとうございました。

その上で各社に御質問させていただきたいんですけれども、まずフジテレビ様ですが、マス排の地域制限の撤廃ということをお話しされていたかと思うんですけれども、そうしたときに、リスクとしては、やはり地域情報発信が、ともすると過少になってしまうのではないかとことだと思えます。

そういう意味で、フジテレビ様が今今のところで、このリスクですよね。地域情報の発信が過少になってしまうというリスクへどのように対応されようとしているのか、適切なバランスを維持するということのために、今どういうアイデアをお考えなのかどうか。地域情報発信を確保、担保するために、こういった取組があり得るのか、お話をいただければありがたいと思っております。

それからテレビ朝日様ですけれども、これはフジテレビ様にも言えることなんですが、やはり地域性というものを維持するために地域性を一定程度相対化するということなのかなと感じまし

た。つまり、その目的手段関係。つまり地域性を維持するために一定程度緩和するというこの、この目的手段関係を十分意識することが今後も重要なと感じました。その上で伺いたいのは、地域住民の方の実際の声ということなんですね。知る権利というものが各県、各地域の住民の方にあるとすると、X、Y、Zで同一放送するということになる、それまで各県でそれぞれ流されていた情報の割合というのが、どうしても減るのかなと思うわけ。減らないという考え方もあるのかもしれませんが。それを各県の住民がどういうふうを受け止めるのかどうか。その辺りが、ちょっと今日のプレゼンの中では見えてこなかったところがございます。

そういう意味で、今後のことなのかもしれませんが、やっぱり地域住民が実際にどういうニーズがあるのかどうかということも伺ってみたい。その辺り、今現状、何か情報をお持ちでしたら教えていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【飯塚構成員】

フジテレビ様、テレビ朝日様、御説明ありがとうございました。

各論になってしまうかもしれないんですけども、今回2社様からいただいた御意見というのが、経営の合理化ないし効率化のために、1つは資本関係の観点から、対応策を考えていこうというのがフジテレビ様、それからテレビ朝日様のほうは、設備投資と運用の観点からということで、2つの観点からの御提案があったと理解をしています。この2つの観点というのは、ほかのテレビ局含めて放送業界として集約しますと、この2点に対する対応を考えていく必要があるという理解でよろしいのかどうかということを確認させていただければと思いました。

ちょっと細かい点になってしまっただけなんですけれども、フジテレビ様の3ページの資料に資本比率が書かれていますけれども、数字が低ければ低いほど、地元の株主様の撤退は現状では見込まれていないと考えてよろしいのかどうかということについて、細かくて恐縮ですが、よろしく願います。

【フジ・メディア・ホールディングス（清水常務取締役）】

山本先生の地域情報のリスクの問題についてお答えいたします。

今現状でも11地域は3分の1を超えております。仙台放送は70%までいって子会社化しております。そこで、この資本が支配の定義に当てはまることによって、地域性が低下するリスクがあるのかということに関しましては、あくまでもこれは資本の関係が強まるだけであって、地域情報については全く、ここの11地域でも、ほかの地域と比べて劣るという現象は起こっておりません。個人的な考えですが、多分それぞれの地域で地域情報を求める声というのは非常に大き

と思いますので、地域情報を維持することというのは放送局としては強みになるのではないかと考えております。

ですので、資本関係について変わっても、特にそのようなリスクは今のところは発生していないし、今後も、そのような多様性、多元性、地域性の3原則を守っていくということをきちっと意識していれば維持できるものと思っております。

そして飯塚先生の御質問ですが、資本関係と設備投資、この辺に課題は集中していると思えます。特に、放送事業というのは非常に大きなインフラ投資をする事業でございます。なので、このインフラ投資というものが果たして維持できるのかというところが一番の経営問題です。それぞれの系列局が皆さん独立局で独立会社でありますから、実はその経営判断というのは独自にすることができます。なので、その辺をきちっとみんなで一体化して考えていくために、ある程度の資本関係の強化というものも必要になってくるのではないかとこのように考えます。この資本関係の問題と設備投資の関係というのは結構そのようなつながりを持っている課題かと思っております。

そして3ページ目のFMH出資比率が低いところは株主の撤退が見込まれないのかという点についてです。要するに、FMHの資本の比率が低いところのほうが健全なのかというようなご質問かと思えます。この資本関係の多寡と地域経済の安定性というものはリンクしておりません。もちろん一般的に言えば、地域経済が疲弊してくるにつれて株式を手放す会社が出てくる傾向はありますが、ただ、FMHの出資比率が30%に近くなってくるところがあるといっても、株主の構成というのは、もともとの地元の有力資本及び大手の新聞社や地元の新聞などのマスメディア、そしてその地元の銀行など、それぞれの地域での事情で出来上がっているものでございます。

例えば仙台放送などは、たまたまうちのグループ会社の持分が設立時から多かったということもありまして、このような比率になっておりますので、地域経済の状況と資本の比率がどういふふうに関係があるのかといえますと、そこまで因果関係はないということは申し添えておきます。

【テレビ朝日ホールディングス（藤ノ木取締役）】

よろしくお願いたします。藤ノ木です。放送対象地域に関しての御質問がありました。先ほどもお答えはしておるのですが、私たちは、この制度整備を図るに当たって、対象地域の数を制限などは設けずに、できるだけ柔軟な制度にしていきたいと考えておりますが、地域情報の発信機能の担保という観点やローカル営業面などを考慮すると、実際には同じ地域ブロックや近隣県などが対象となるのではないかと考えているところでございます。

それと、こういったX、Y、Zという形にしたときのY県やZ県の方々の地域、お住まいの方々の情報がどういうふうになんと吸い上げてこられるかということでしたけれども、いわゆる報道取材の拠点に関しましてはY県、Z県にもありますし、日々そういった県内の情報は、これまでどおり把握できるような体制をイメージしております。

当然、複数県で同一番組が放送されることになった場合には、ニュースなどの編成が特定の県のニュースに偏らないようバランスを取るなど工夫が必要だとも考えております。

一方、放送局の経営状況が厳しくなると、番組制作費などの経費節減に踏み切らざるを得ず、それによって取材力や番組制作力が低下するという縮小再生産に陥ってしまいかねないが、放送番組の同一化によりまして経営状況に余裕が生まれれば、コンテンツ制作に新たな費用を投下することも可能になるということでございます。放送局が統合された場合でも、放送制作拠点としての機能を大幅に縮小することは想定はしておりません。

それと、こういった考え方が他の系列に関しましても同様にお考えになっているかということですが、今回の私たちの提案に関しましても、あくまでも私たちの系列の中の現状を今後を社内で検討した結果の皆様方への今日の御報告になっておりますので、私どもの系列に関しての御報告だと受け止めていただければ。

【三友座長】

山本先生から地域の住民の声はどうかというお話も御質問があったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【テレビ朝日ホールディングス（藤ノ木取締役）】

Y県、Z県に関しましては報道の拠点としても残りますし、その部分で地域の皆様方の情報は捉えることができると思いますし、そういった報道だけではない、ふだんの番組に関しましてもX県で集約できるような体制を構築することが必要だと考えております。

【伊東座長代理】

伊東でございます。フジテレビさんへの質問です。1点目の御要望の内容はかなり明確であって、現状が12という上限の数に迫っているから、これを撤廃してほしいということですが、現時点で、この上限を一気に撤廃する必要があるのか。その理由とともに、例えば12という上限値を一定程度増加すれば当面の課題は解消されるのかどうか。これらの点について、お考えをお伺いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【フジ・メディア・ホールディングス（清水常務取締役）】

御質問ありがとうございます。なぜ撤廃なのかということだと思いますけれども、これは実は緩和についても私どもも検討いたしました。この12を例えば、じゃあ幾つぐらい広げればいいんだろうか。例えば15に増やせばいいのか、20なのかというところを検討してみたものの、地域数について合理的な理由、差があまり見いだせなかったということがございます。なので、変えるのであれば、ここは撤廃という形のほうが分かりやすいのではないかと考えております。

今、11地域で特に問題は起きておらず、3分の1を超えても特に変化はございません。正直申し上げて、それぞれの3原則というものはきちっと堅持されていると思いますので、この辺を鑑みると、撤廃という形のほうが分かりやすいのかなというふうには思っておりますので、その辺のところをいろいろと御検討、御議論いただければと思います。ありがとうございます。

（7）議事(6)論点整理の方向性

事務局より、資料4-5に基づき、説明が行われた。

（8）議事(7)質疑応答②

事務局より、資料4-6及び資料4-7に基づき、説明が行われた。

（9）議事(8)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

まず資料4-1についてなんですけれども、事務局におかれましては、早速マス排原則について現状をおまとめくださいますとありがとうございます。

資料1ページ目については、現状よく分かったんですけれども、もし可能でしたら、議決権保有割合について、出資割合の分布状況も分かれば、よりインフォーマティブだと思ったんですけれども。ちょうど今日の資料4-3の3ページ目に、フジ・メディア・ホールディングスさんの系列での出資状況があつて分かりやすかつたんですけれども、ほかの系列局ではどうなっているかというのを知りたくなつたものですから、公表資料ないし総務省への届出資料から明らかになる部分も多いと思うんですけれども、追加的に御検討いただけませんかということでもあります。

3つありまして、2つ目はマス排原則なんですけれども、これまでの有識者のヒアリングでも、放送の多様性が第一義であつて、その実現のために多元性や地域性があるのであつて、放送の多

様性を損なってまで放送の多元性や地域性を維持するのは本末転倒だという御議論ございました。

その観点からすると、先ほど私が質問したのとも関係するんですけども、マス排については、すなわち放送対象地域が重複しない場合の規制というのは、制度の趣旨からいっても、あるいは個々の系列の中で経営の選択肢を増やすという観点からも、認定持株の場合も、そうでない場合も、撤廃してもいいんじゃないかなと思っております。

他方で同一地域ですね。放送対象地域が重複する場合については、放送の多様性の点からも、あるいは各局の独自性とか競争状況に鑑みても、現状維持がいいんじゃないかなと思いました。

ただ、マス排の原則の緩和という話になってくると、これまで御議論あるように、小さな経済圏の情報発信、地域性というのが減るということが懸念されますので、何らかの手段によって、そのローカル情報の総量なり、その部分を維持、拡大して、その小さな県の情報発信の減らない仕掛けが必要だと思っています。

この点、例えば免許や再免許の機会を捉えて、その際に、そういった条件づけを措置するというのも私は一案だなと思っています。

最後に、資料の4の5ページには放送ネットワークインフラの将来像について、それは資料7にも関係するんですけども、NHKと民間放送事業者が協力してインフラの維持運営を図っていくという話ございましたけれども、私、NHKと民放、あるいは通信事業者、それぞれ連携調整する必要はあると思うんですけども、やはり先ほど事務局ありましたように、独禁法のことも片隅に考えないといけない論点かなと思います。すなわち横の事業者同士の話し合いですので、やはり不当な取引制限の問題が出てくると思います。

もちろん国が進める施策ですので、直ちにそれが独禁法に違反するという話じゃないと思うんですけども、行き過ぎた協調にならないように、そこはしっかり線引きをしておくという必要があるのかなと思いました。

【落合構成員】

私のほうからも4点ほどでございます。

第1点が、今日御発表あったフジ・メディア・ホールディングス様とテレビ朝日ホールディングス様のご要望に関連してというところで、まずコメントさせていただきます。

基本的には、この放送免許制度、あとはマス排規制というのが相まって、全体として県ごとに事実上、地域分割したような規制がされてきたのが今までの状況だったと思っております。最初にこの規制が成立した際には、経済成長の状況というのも踏まえて合理的な内容だったんだろうと思いますが、人口減少社会ですとか、情報通信を基盤とするサービスの進展という変化が生じて

おります。この中で、コストの負担の構造もそうですし、収益を上げるという意味でも、競争者が異なったレイヤーから現れてきていることがありますので、マス排であったりですとか放送地域などについて、放送事業者側が通信側のサービスに対抗するための重い足かせになり過ぎている部分も出てきたのだと思っております。

フジテレビ様のほうからお話が合った内容は、そのとおり整理していただくと宜しいかと思えます。ただ、持株会社を前提として議論していただいております。この制度を使っていただいていること自体は非常にいいことだと思うのですが、現実には、それを使われていない放送事業者の方のほうが多いということがございます。このため、3分の1超の保有不可であったりですとか役員の兼任等、資料4-1の3ページの御発表資料にあるような類型の制限についても見直しをしていくということが、持株会社の場合に限らず、必要なのではないかと考えられます。

またテレビ朝日様のほうからご提案の、複数地域での同一放送を可能とすることも、取り組むべき一つの選択肢なのだろうと思えます。規制改革会議でも、やはり放送事業者の方々に武器を持ってもらうことが必要なのではないかとこの視点を持って議論しておりました。そういった観点では、やはりブロックに限らずといったことも含めて、隣接県などで住民のニーズが共通するような場合もあると思えます。また、放送のマスターの話もあったと思えますが、こういった設備投資も重要な視点になるかと思えます。これらの観点で、今後の検討会のスコープに合わせて、必要な施策を実施できるように見直すことは必要だと思えます。

第2点ですが、既に議論したように緩和をする部分はありつつも、マス排の中で多元性・多様性・地域性という原則の部分は非常に重要というのは、状況としては変わらないと思えますので、放送の制度を考えるに当たって、この基本原則を維持していくことは重要だろうと思えます。

一方で、今の放送局の、特にローカル局の放送の中で、結果としてキー局がつくられたコンテンツがかなり流れてしまっているところもあると思っております。独自のコンテンツというのが、地域ニュースに限らず、必ずしも十分に見られないような状況になっていると感じるところもございます。

ですので、林先生が先ほどおっしゃられたような様々見直しの中で、こういった地域性だったりの目指すべき目標を実質化するための方策を考えるのもそう思います。積極的な振興の施策も行う必要があると思えますが、地域ニュースが一番重要だと思えますけれども、地方局が独自のコンテンツをそれ以外の面でも、ぜひ積極的に出すことにつながるような施策も打てるのではないかと考えます。

第3点が、今回の設置される検討チームについてです。林先生も御指摘がございましたけれども、やはり調達を行うときのコストに係る情報の交換というのも不当な取引制限に該当する疑念

が生じることがあり、公取も回答を公表しているような事案もございます。今回の検討会がありますので、民間で勝手にやっている場合と当然異なる部分がありますが、独禁法の懸念が出るような話だとは思いますが。その点は留意しつつ、情報もしっかりディスクローズしながらということでもあり、検討会設置していただくこと自体、一定の配慮がされていると思ういます。ただし、ほかの業界でも、例えば銀行ですとかバスの業界なんかでは特例法をつくられたりということもありますので、場合によっては公取と御相談いただいたりだとか、本当に必要な場合は、そういった特例措置まで考えていただくことも含めていただければと思います。

付け加えて1点、経営基盤強化計画の認定制度に関するところの御議論もあったかなと思っております。そういう既存の仕組みを流用していく意味で、そういう方法もあるのだろうと思いますが、一方で、今回のこの検討が何を目的としているかに立ち返ってみますと、駄目になった放送事業者の方を救済する形ではなく、むしろ、そうなる前に十分に経営の選択肢を確保していただくことが重要だと思っております。

そういう意味では、経営基盤強化計画の認定制度だけでなく、より積極的な施策を打つための検討を行い、方策を十分に準備することが必要と考えます。放送法の制度面でもそうですし、インフラも通じて実施していくのが重要だと思っておりますので、ぜひそういった観点で、より積極的な施策を進めるような形で、早め早めに手を打てるような形で御検討いただけるとよいと思っております。

【大谷構成員】

私もマス排のところを中心にコメントを申し上げたいと思っております。

放送事業者の経営の選択肢を確保し広げていくということによって放送そのものの持続可能性を追求するという点については基本的に賛同するものなんですけれども、そのとき、やはり放送の価値を低減しないための多様性の確保、そして地域性の確保ということの政策をどのような形で実現するのかについても十分に議論する必要があるかと思っております。

前半のほうで説明させていただいたのが7年ぐらい前の制度になるんでしょうか、経営基盤強化計画認定制度というのは、地域性の確保措置、それから多様性の確保措置について、行政による地域の指定であるとか審議会の関与を経て認定をするという、行政の関与がちょっと強いタイプの方法を選択したわけなんですけれども、それをもう少し行政寄りというよりは、放送事業者の自律的な選択と、そして、その自律的な選択の結果として多様性も地域性も確保するために、行政の側の関与を小さくしても、それを実現できる方法はないかというのを模索していく必要があるのではないかと考えております。使い勝手のよくない制度だという御意見もいただいておりますので、

全部を撤廃してしまえばよいという考え方もあるかもしれないんですけども、撤廃ではなく、何らかの確保措置を考えていく上で、どのような仕組みがいいのかといったことも論点に加えた上で検討していく必要があると思っております。

【瀧構成員】

手短かに申し上げます。今回の一連の検討の結果として、やっぱり一番重要なKPIは何でしょうかということ、ちゃんと考えるべきだと思ったんですね。私の拙い理解の中では、やっぱりいろんな再編であったりとか緩和をしましたという後に、例えば番組制作力であったり、地域の独自性ある番組であったり、もしくは災害に対するレジリエントの体制を持つかといった、何かそういう番組制作力の担保が大きなプライオリティーにあるとするのであれば、こういう場で、本来であれば、今、地方局では実際に何%が実際のオリジナルの番組として存在していて、これは最低限、いろいろな緩和をするわけですから、制度の目的としては、どういう方向までというものがあるのではないのでしょうか。パーセンテージのKPIは掲げることはハードルが高いにしても、ちゃんとモニタリングすべき数字なんじゃないかなと思ひまして、何かそういうことに基づいた議論があるのかなと思っております。

放送をあまり存じ上げない人間からすると、この出資規制とかがある一方で、コンテンツがかなり共通化されているという状況は、ここを本来の趣旨に照らして、ちょっとミスマッチというか、ちぐはぐな印象をどうしても受けてしまっております。

せっかく株主のところではこれだけの、ある種の制度的配慮をしている一方で、同じコンテンツを流しているという状況があるのだとすると、それって何か一般には分かりづらいことなんじゃないかなと思ひまして、それを、じゃあ、ちゃんと抗弁するのであれば、そういうKPIみたいなのであったりとか、少なくとも数字をちゃんと追った議論をするべきかなと思ったというところでございます。

あとは、どうしても同じもので共通化されていくと、コンビニだったり、キャリアさんであったり、メガバンクさんであったり、あるいは牛丼みたいなのもあるんですけども、世の中というのは3つ4つのプレーヤーに終えんがされていくようなところがあるんですけども、ただ地方局さんというのは、そうではなくて、独自の番組のキュレーター的な立場みたいなのもあるのかなと思ひますので、そういうビジネスモデルを描いていく上でも、今の数字の議論、重要かなと思った次第です。

【山本（龍）構成員】

ありがとうございます。放送制度を考える上で、地域性をあまりに硬直的に考え過ぎると放送それ自体の持続可能性を失ってしまうということは、私もそのとおりだと思います。

他方で、今いろいろと先生方からお話があったとおり、地域情報の発信というのは、私が専門にしている憲法の考え方からいっても、地方自治ですとか住民自治、ローカルな公共性とか民主主義、これを支える上では非常に重要だと思っております。

そういう意味では、今後ローカル局の経済的な、経営的な基盤というものを支えていくということは、方向性としては非常に重要だと思っておりますけれども、経済的、経営的に支えて、それでおしまいということだと、ローカル局が何も変わらないということにもなってしまって、また同じことが起きると申しますか、またどこかでこ入れしなきゃいけないという話になってくるのではないかと思います。今回、制度的な改革をした場合には、やはりその成果、先ほど瀧先生からも出ていましたけれども、その成果というものを、モニタリングするということが重要になってくるのかなと思います。ですので、ローカルな情報発信がしっかり確保されているのか。例えば、地域情報の割合などを公表するとか、そういう形でモニタリングしていくということも重要なのではないかなと思っております。

あと1点、先ほど御質問の中でも申し上げたのですが、こういう改革について、放送事業者の目線だけで考えるのではなくて、やはり地域住民の目線というのも重要かなと思っております、地域住民の意識調査みたいなものも既に行われているのであれば、それについても目配せする必要があると思います。行われていなければ、今後、何らかの形で、地域住民の声というものを拾っていくことも重要かなと思っております。

【飯塚構成員】

本日の議論というのは、資本関係の見直しですとか、放送ネットワークの地域に関する内容ということでしたが、それらを踏まえますと、ローカル番組が、いかにきちんと一定量流れているのかというところをきちんと見ていく必要があるということで、林先生、瀧先生、落合先生が、御発言されたとおりに思います。

ですので、今後、独自のローカル番組が一定量流れていることをきちんとチェックしていくこと、先ほどモニタリングとありましたけれども、それは必要かなと私も思います。それから、独自のローカル番組の制作に関連して、例えばイギリスにおいては基金を設けまして、なかなか資金の集まらない地域番組制作に対して資金援助をするというような仕組みがありますので、そういったことも一つの政策オプションとして考えていって、地域の番組を活性化していくということにつなげていくやり方もあるのではないかなと思います。

【三友座長】

現状の自主番組比率みたいなもののデータが取れるのであれば、ぜひお願いしたいと思いますが、後ほど事務局からお願いいたします。

(10) 閉会

事務局より、林構成員から指摘のあった、各系列ごとのマスメディア集中排除原則の関係の実態については、放送事業者と相談すること、三友座長から指摘のあった自主番組比率については、(一社)日本民間放送連盟と相談の上対応することのほか、第5回会合については令和4年2月16日(水)10~12時にWEB開催で予定している旨連絡があった。

(以上)